

第1章 地域福祉の理念

1. はじめに

わが国の社会福祉制度においては、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉の共通の基盤となる制度について利用者の立場に立った大規模な改革（社会福祉基礎構造改革）が進められ、平成12年5月、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が成立しました。

その中で、社会福祉事業法は「社会福祉法」と改められ、「地域福祉の推進」が明記されるとともに、計画的に地域福祉を推進するため、市町村においては「地域福祉計画」を策定し、また、市町村の地域福祉の推進を支援するため、都道府県においては「地域福祉支援計画」を策定することが盛り込まれました。

本府においては、これから府の地域福祉の推進方向を示すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、全国に先駆けて地域福祉支援計画を策定することとし、平成13年7月、大阪府社会福祉審議会に「からの地域福祉のあり方とその推進方策について」諮問しました。

同審議会では、具体的検討を行うために学識経験者、地域福祉活動実践者等からなる計画検討委員会を設置し、からの地域福祉の理念や推進の方向性、具体的な推進方策等についての十数回にわたる議論を経て、平成14年9月、答申がなされました。

このたびの第2期大阪府地域福祉支援計画についても、本答申を踏まえ策定することとし、今後の府内市町村の公民協働による地域福祉の推進をなお一層支援していきます。

2. 地域福祉とは何か

かつて福祉は、特定の人そのためのもの、課題を抱えた人に対する事後的な救済を主たる目的とするイメージがありましたが、現在、「ウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念）」という考え方で示されるとおり、社会的・経済的に困難な立場にある人々に対する支援を行いつつ、すべての人の人権の侵害や自立の阻害を生み出さない仕組みをつくり上げていくことが必要となっています。

そのためには、府民を「一人の生活者」としてとらえ、誰もが自分らしくよりよく生きることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題

の解決を図ることが必要です。

そして、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認めあい、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会をつくりあげていく必要があります。

地域福祉とは、こうした社会づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帶して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取組み」です。

3. 地域福祉推進の意義

(1) 新たなつながり・連帯の構築

都市化の進展、多様な地域性、NPO、ボランティア等多彩な民間の活動の広がりに伴い、社会における新たな人と人、人と組織、組織と組織とのつながり・連帯を構築していくことが求められています。

(2) 都市特有の生活・福祉課題への対応

急速な高齢化や家庭・地域における相互扶助機能の変化等大阪という都市特有の生活・福祉課題に対応していくことが求められています。

(3) 新しい地方自治の推進

現在、国から地方公共団体への権限移譲の推進や地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化等の地方分権が進められており、地方公共団体の自主性・自立性の向上と住民参加の充実が一層求められています。

4. 地域福祉推進に向けた原則と3つの視点

これから地域福祉の推進にあたっては、住民が自ら考え、活動する主体となって、すべての人が幸せに暮らしていける福祉社会づくりに連帯して取り組むことが重要です。こうした住民主体の原則のもとで、次の3つの視点を基本において取り組みを進めます。

(1) 人権の尊重

- 一人ひとりの人権を最大限に尊重する。

(2) ソーシャルインクルージョン

- 地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を認識し、同じ社会の構成員として包み支え合う。
- 地域社会のさまざまな団体との連携による「新たな公」を創造する。

(3) ノーマライゼーション

- すべての人が地域で自分の意思であたりまえの日常生活が送れる社会を実現する。
- 地域住民の積極的な参加を促し、福祉についての関心と理解を深める。

5. 地域福祉推進にあたっての市町村、民間団体及び地域住民並びに大阪府の役割

地域福祉の推進にあたり、市町村、民間団体及び地域住民並びに大阪府は、次のような役割を担うことが求められています。

(1) 市町村、民間団体及び地域住民の役割

① 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制を整備するとともに、住民の地域福祉活動を促進するなど、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進していく役割を果たします。

② 民間団体の役割

社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人、社会福祉事業を営む事業者はもとより、社会的責任として地域貢献が期待される企業やNPO等地域のさまざまな民間団体は、行政と連携あるいは各団体間で相互に連携しながら、福祉課題を解決するための多様な福祉サービスを提供することにより、地域に「新たな公」を創出することが期待されています。

③ 地域住民の役割

地域住民は、ボランティアやNPO等の地域福祉活動への主体的な参加による地域社会への貢献により、地域に「新たな公」を創出するとともに、個人では解決できない地域の福祉課題について共有化を図り、公私で支え合い助け合う「協働」を推進することが期待されています。

(2) 大阪府の役割

本府は、広域的自治体として、個々の市町村だけで対応することが困難であり、非効率であると考えられる広域的・専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら、地域福祉施策の推進を支援していく役割を果たします。

また、市町村間の連携や市町村と民間団体や地域住民との連携による地域福祉施策の推進を支援するなど、府域のコーディネート機能を担います。